

火災における失火者の取扱いについて

県営住宅において火災が発生した場合における失火者の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 失火者に対しては、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）第26条第2項の規定に基づき、原状回復又は損害賠償を求めるものとする。
- 2 失火者が原状回復又は損害賠償の義務を履行するにあたりその負担すべき額は、原形復旧費と(社)全国公営住宅火災共済機構の災害共済給付金及び復興建築助成金（以下「保険金」という。）との差額を限度とする。
ただし、失火者が生活保護受給世帯で、原形復旧費と保険金との差額分を負担することができないと認められるときには、負担すべき額を減免することができる。
- 3 失火者が第2項による負担すべき額を負担しない場合には、失火者に対し原則的に明渡しを請求するものとし、県が自ら原状回復するものとする。
- 4 失火者が条例第35条第1項に定める「高額所得者」にあたる場合又は条例第48条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、明渡しを請求するものとする。
なお、この場合においても、失火者に対しては原形復旧費と保険金との差額を限度とした負担を求めるものとする。
- 5 当該県営住宅に引き続き居住を認められた失火者は、入居者の保管義務について誓約書を住宅営繕事務所長に提出しなければならない。

附 則

この取扱いは、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成24年4月1日から適用する。